



福祉施設版

NEWS LETTER

2024年8月号

中村太郎税理士事務所

東京都新宿区西新宿7-4-7 イマズ浜田ビル3階
TEL: 03-6302-0475 / FAX: 03-6302-0474

Topic

訪問介護、特定事業所加算の変更点

2024年度の介護報酬改定はプラス改定といわれていますが、訪問介護にとっては基本報酬が下がる厳しい内容でした。これを補う方法として、特定事業所加算が注目されています。新しくなった特定事業所加算を確認します。



看取り期と中山間地域の評価を追加

特定事業所加算は、人材の質確保、ヘルパーの活動環境整備、中重度者への対応等、質の高いサービスを提供する事業所への評価です。専門性の高い職員の配置や伝達・報告等が求められるなど、負担が大きいこともあり、算定していない事業所が50.7%（2022年11月時点）と低調ですが、Ⅰ～Ⅴまでの加算のうち、所定単位数に対しⅠは20%の加算、ⅡとⅢは10%の加算と、高い収益が見込めます。今改定で、区分が変更されています。

- ① 算定する事業所が0.0%であった従来の加算Ⅳ（所定単位数の5%加算）を廃止
→ これに伴い、従来の加算Ⅴ（同3%加算）を、加算Ⅳに変更
- ② 中山間地域での継続的なサービス提供を評価する加算Ⅴ（同3%加算）を新設

さらに、ⅠとⅢに、看取り期の利用者に対するサービス提供の要件が追加されました。看取り期の評価は他のサービス事業では整備されていましたが、訪問介護においては、今回やっと備わった形となります。厚生労働省の調査によると、訪問介護事業所の約4割が看

取り期の利用者にサービス提供をしており、ケアマネージャーへの報告・相談、医師・訪問看護師等との連携の取組実績もあります。

なお、ⅤのみⅠ～Ⅳと併算定が可能で、Ⅰと併算定した場合は23%の加算率となります。

以下のように、負担も大きいですが、得られるメリットも大きい評価です。

メリット

- 基本報酬の減少を補い、収入を安定化
- 要件を満たすことで、提供サービスの質が向上し、利用者満足度も向上
- 伝達や会議等を通じ意思疎通も活発になり、職員の定着率にも好影響
- 地域における事業所の信頼・評価につながり、競争力もアップ

デメリット

- 要件が厳しく時間と労力を要するため、職員の理解が必要
- 利用者負担の増加
- 要件が満たされない場合には、返還もあり得る

訪問介護では、基本報酬の減少をカバーするために、この特定事業所加算をいかに取得していくかが、今後重要な視点となります。

介護サービス事業所での自然災害に対するBCPの策定状況

2021年度介護報酬改定で、すべての介護サービス事業者を対象に、業務継続に向けた計画等の策定、研修や訓練の実施等が義務づけられました（3年の経過措置期間あり）。ここでは今年5月に厚生労働省が発表した報告書^{※1}から、介護サービス事業所での自然災害BCP（業務継続計画）の策定状況をみていきます。

策定済みは27%

上記報告書から介護サービス事業所における自然災害BCP（以下、BCP）の策定状況をみると、策定を完了している事業所が27.0%、策定中が55.2%、未策定（未着手）が17.0%でした。

なお、策定事業所におけるBCPの策定期間は、6ヶ月程度が34.0%、2～3ヶ月程度が26.2%、1ヶ月程度が25.1%という状況です。

策定時間の確保が最大の課題

BCP策定上の課題（複数回答）では、策定のための時間を確保することが65.3%、自然災害やBCPに関する情報や資料を入手することが56.9%、自然災害やBCPについて理解することが53.8%、未経験の事態を想像しながら策定することが51.2%などとなりました。

策定の効果は所内での認識の共有

BCP策定事業所におけるBCP策定の効果をまとめると、右表のとおりです。

自然災害時に備えた対応事項を組織内で共有することができたが、73.0%で最も高くなりました。次いで、自然災害発生時の具体的な行動や心構えを事業所内で徹底できたが61.9%となっています。また、必要な物資を備蓄することができた、事業所のハザードマップへの位置づけが確認できたも50%を超えました。

自然災害への対応について、事業所内で共通の認識などを持てたことを効果としている事業者が多いようです。

BCP策定後の効果(回答数1,404、複数回答、%)

自然災害時に備えた対応事項を組織内で共有することができた	73.0
自然災害発生時の具体的な行動や心構えを事業所内で徹底できた	61.9
必要な物資を備蓄することができた	56.4
事業所のハザードマップへの位置づけが確認できた	51.6
自然災害発生時の職員確保計画を立てることができた	34.4
自然災害発生時の事業所の対応を平時に利用者に説明することができた	21.7
職員が不足した際の自治体や地域団体等への要請対応を事前に定めておくことができた	14.7
物資が不足した際の自治体や地域団体等への要請対応を事前に定めておくことができた	13.7
実際に自然災害が発生した際に適切に対応できた	8.8
その他	11.0
特になし	4.3
無回答	0.9

厚生労働省「介護サービス事業者における業務継続に向けた取組状況の把握およびICTの活用状況に関する調査研究事業（報告書）」より作成

厚生労働省では、介護サービス事業所のBCP策定を支援する資料等を公開^{※2}しています。これから策定する事業所はもちろん、現在策定中の事業所も、こうした情報なども確認しながら、自事業所のBCPを策定されてはいかがでしょうか。

※1 厚生労働省「介護サービス事業者における業務継続に向けた取組状況の把握およびICTの活用状況に関する調査研究事業（報告書）」

2023年7月～8月、同年11月～2024年3月に行われた介護サービス事業所10,000件を対象にした調査です。有効回収数は5,200件で、詳細は次のURLのページから確認いただけます。 https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_38545.html

※2 介護施設・事業所における業務継続計画（BCP）作成支援に関する研修

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/douga_00002.html

福祉施設でみられる 人事労務Q&A



『施設内での個人所有のスマートフォンの使用』



子育てをしながら働く職員も多く、子どもの発熱等による保育園や小学校などからの急な呼び出しに対応できるよう、勤務時間中に個人所有のスマートフォン（以下、スマホ）を使用できるような配慮をしたいと考えています。その場合のルールを作っておきたいのですが、注意することはありますか？



職員は、勤務時間中は与えられた仕事に専念する義務があります。そのため、原則、勤務時間中は個人所有のスマホの使用を禁止とすることを考えたいものです。当然ながら、施設として、急な呼び出し等の対応に協力する必要性は高いため、施設の電話番号に連絡してもらうようにすることで、緊急時には確実に職員に連絡が届くようにすることも考えられます。

詳細解説：

1. 勤務時間中のスマホの使用

職員は、勤務時間中は与えられた仕事に専念する義務（職務専念義務）があり、業務と関係のない私的行為は慎まなければいけません。例えば、勤務時間中に頻繁にスマホを操作していることによって、本来行うべき業務が滞ることは重大な問題となります。



また、職員が私物と思われるスマホを操作している姿を、利用者やその家族が見たときの印象も気にかける必要があります。実際にこれらの問題がなかったとしても、スマホ使用の頻度や理由によっては、他の職員が不快に感じ、施設の風紀や秩序が乱れることもあります。原則として、勤務時間中のスマホ使用は禁止した上で、緊急時の対応を整理しておくことが求められます。

2. 緊急時の対応と運用ルール

子育て中の職員は、保育園や小学校などが

らの緊急連絡が入ることがあります。また、その他の職員もプライベートにおいて緊急で対応すべき連絡が入ることは十分に考えられます。勤務時間中の個人所有のスマホ使用を制限する代わりとして、緊急時には施設の電話番号に連絡をしてもらうこととし、連絡が入ったときは優先的に対応を認めることも考えられます。

なお、事前に連絡が入ることが予想されるようなときには、個人所有のスマホの使用を認めるなど柔軟な対応も必要です。その際、呼び出し音や振動音が鳴らないように設定したり、手待ち時間に利用者やその家族から目につかないバックヤードでスマホを確認したりするといった配慮も忘れないように求めたいものです。

施設には、利用者情報などの重要な情報が多くあります。個人所有のスマホは、カメラ機能があり、SNS などのアプリをダウンロードしていることも多いため、情報漏洩のリスクがあることも念頭に置き、ルールを考えることが必要です。

事例で学ぶ 4 コマ劇場

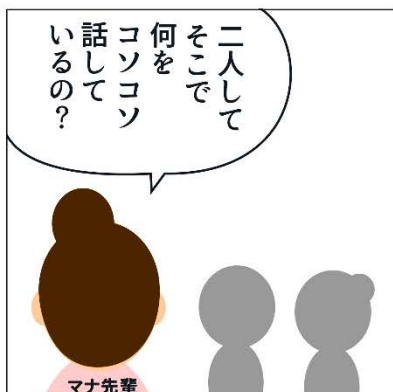
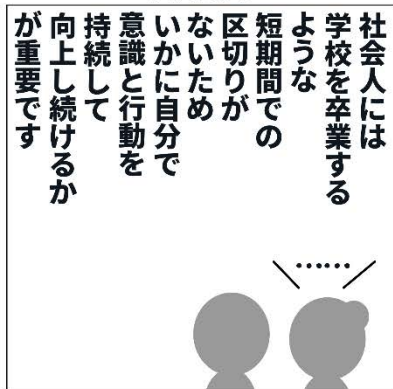
今月の接遇ワンポイント情報

『持続力』



ワンポイントアドバイス

持続力



職場で新しいことに取り組む際、スタートダッシュはよいけれど、継続できずにいつしか立ち消え……いわゆる「三日坊主」となった経験はないでしょうか。

成長し続ける人はそのようなことはなく、計画から改善までのサイクル（PDCA）を構築して、継続して回しているのです。

【PDCA サイクルとは】

- Plan** いつまでにどのような状態を目指すかを計画立てる
- Do** 計画に基づいて実行する
- Check** 計画に基づいて実行した結果・経過を確認する
- Action** 上手く進んでいない場合、改善計画を立てる。上手く進んでいる場合は、さらにより状態を目指して改善計画を立てる

意識の持ち方も同様です。事例のマジさんのように、初めは丁寧に接していても時間が経つと馴れ合いになってしまい、私的な感情を職場であらわにしてしまうこともあるのではないのでしょうか。

成長し続ける人は、時間が経ったとしても、親しくなった利用者様や仲間に対して、自分を振り返りながら、温かく接する方法を考え続けます。また、忙しい時にも温かな対応ができるように、PDCA サイクルで改善を試みるのです。

社会に身を置く期間は長く、一過性の能力（瞬発力）だけでは成果に結びつかず、周囲からの信頼を得ることも困難です。それと比較し、持続力は成果に結びつける本質的な能力です。

努力は才能の一つです。成長し続けるために PDCA サイクルを持っておくとよいでしょう。